

令和 7 年 第 1 回

栗石町農業委員会総会
会 議 録

令和 7 年 1 月 21 日 開催

栗石町農業委員会

令和7年第1回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年1月21日(火) 午後2時00分

2 開催場所 役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

農地利用最適化推進委員

1 番 藤村 正彦
3 番 山崎 忍
4 番 高橋 浩之
5 番 砂壁 純也
7 番 前 茂見
8 番 川口 英敏
9 番 八丁野 よし子
10 番 松本 光正
11 番 黒沢 菜穂子

雫石 階 保
雫石 木村 正美
雫石 横手 克文
雫石 小谷地 昇
御所 吉田 光彦
御所 米澤 晃
御所 新田 善男
御所 高橋 大和
西山 滝澤 美紗子
西山 柿木 一明
西山 山本 長栄
西山 袖林 一
御明神 南野 仁
御明神 新田 華織
御明神 下川原 幸宏

4 欠席した委員

農業委員 2番 晴山 英俊 6番 坂下 千枝子
推進委員 西山 荒塚 秀則 御明神 松ノ木 奈々子 御明神 小志戸前健一

5 議事日程

1. 会議録署名人及び書記の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条許可処分取消について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更申請に対する意見決定
について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 主査 四ツ家 広衣 主任 上和野 恵太

開会時間 午後2時00分

議長

ただいまから令和7年、第1回雫石町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員9名、推進委員15名、計24名です。

雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

はじめに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田 局長

(事務局長、資料により説明)

議長

事務局より報告がありました。確認したいことなどはございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。

会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め、会議録署名人には、10番 松本光正委員、11番 黒沢菜穂子委員、書記には事務局の 四ツ家主査、上和野主任を指名いたします。

次に、報告第1号から第3号を行います。事務局の説明を求めます。

四ツ家 主査

それでは、報告第1号から第3号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

3ページをご覧願います。

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」 表のとおり10件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

5ページをご覧願います。

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による届け出について」 表のとおり、2件提出がありました。

いずれも解約し第三者と売買するためです。

関連する案件をこのあと議案第4号で、ご審議いただきます。

6ページをご覧願います。

報告第3号 「農地法第5条許可処分の取消について」 表のとおり1件提出がありました。

借人〇〇 貸人〇〇が太陽光発電事業を行うため、事業用地への転用目的で貸借借するとして令和6年8月9日付けで申請し、令和6年8月の総会で原案を可とする意見決定をした案件で、令和6年12月16日付けで取消の届出が提出されたものです。

取消の理由は、転用許可後、地域住民から太陽光発電施設建設場所の見直しを

求める声上がり、話し合いの結果、事業を中止することとなったためです。
以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありました、これに質問などございますか。
はい、木村推進委員。

木村 推進委員 推進委員の木村です。報告1号の番号8について教えていただきたいのですが、権利を取得した理由の部分で、「〇〇さんが死亡による相続」と書いてありますが、本人が届出を出しているという部分ですが、親子で同姓同名なのか教えてください。

四ツ家 主査 はい、失礼致しました。〇〇さんが届出人で、死亡したのが申し訳ありません、〇〇さんです。権利を取得した理由のところ、亡くなったのが、〇〇さんではなく、〇〇さんとなります。すみません訂正をお願い致します。
なので、〇〇死亡による相続となります。大変失礼致しました。

木村 推進委員 はい、了解。

議長 他にはございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、報告第1号から第3号を終わります。
次に、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

上和野 主任 議案第1号について説明いたします。
総会資料の7ページをご覧ください。
番号1 〇〇が所有する畑1筆、面積275㎡について、農地転用許可後の事業計画の変更申請が提出されたので、意見の決定を求めるものです。
場所は、参考資料の1ページにあります『計画変更：〇〇・〇〇』となっていて、〇〇から〇〇へ約440m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の2から4ページをご覧ください。
本件は一般個人住宅整備のため昭和48年7月13日付けで農地法第5条の許可を受けたものですが、事業未実施で完了されておらず、承継者である〇〇が建築用資材置き場として同社が所有する隣接宅地と一体的に利用するよう計画を変更するものです。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を9番 八丁野委員に

お願いいたします。

9番 八丁野委員

9番、八丁野です。

1月16日、私、晴山委員、米澤推進委員、小志戸前推進委員の2班4名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の4ページのとおり雪一面ではありましたが、保安全管理され、贈与後は建築用資材置場として使用する予定であり、問題ないと思われます。なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

四ツ家主査

議案第2号について説明いたします。

総会資料の8ページをご覧ください。

番号1 ○○、田1筆、面積2,825㎡、3条無償移転

譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲渡人が離農することから、売買するものです。

場所は、参考資料の1ページにあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○へ約100m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の6から8ページをご覧ください。

番号2 ○○、畑1筆、面積287㎡、3条有償移転、

譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲渡人が離農することから売買するものです。ほかの農地については農振農用地であるため農業経営基盤強化促進法により売買を行いますのでこのあと議案第4号でご審議いただきます。

場所は、参考資料の1ページにあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○へ約600m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の10～12ページをご覧ください。

総会資料の9ページをご覧ください

番号3 畑7筆、面積計8,275㎡のうち1,864㎡、3条有償移転、譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲渡人が離農することから、売買するものです。

場所は、参考資料の1ページにあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○へ約300m向かった場所になります。

こちらの案件は、現在の所有者が宅地と農地のセットでの売却を希望しているものです。番号2と同じく農振農用地部分につきましては、このあと議案第4号でご審議いただきます。

なお、詳細な位置などは参考資料の14から20ページをご覧ください。

総会資料の10ページをご覧ください。

番号4○○、田5筆、面積計8,795㎡、3条無償移転、譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲受人が規模を拡大するため、叔父からの贈与に至ったものです。

場所は、参考資料の1ページにあります『3条：○○・○○』となっているところで、詳細な位置などは参考資料の22から25ページをご覧ください。

番号5 ○○、畑1筆、面積588㎡、3条賃貸借、貸付人 ○○、借受人 ○○。申請事由は、借受人が新規就農することから、賃貸借に至ったものです。

場所は、参考資料の1ページにあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○かへ約500m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の26から28ページをご覧ください。

いずれの案件も総会資料の11から13ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を9番 八丁野委員にお願い致します。

9番 八丁野委員

八丁野です。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の8ページのとおり雪一面ではありましたが、田であり、贈与後も引き続き水稻を作付ける予定であり、問題ないと思われま

す。番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の12ページのとおり雪一面ではありましたが、畑であり、売買後は野菜を作付けする予定であり、問題ないと思われま

す。次に番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の16、20ページのとおり雪一面であり、一部農地に近づくことができませんでした。同地域のかたから根雪前の情報を入手し、全筆畑であることを確認してきました。

売買後も引き続き牧草をしていく予定であり、問題ないと思われま

次に番号4について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の24から25ページのとおり雪一面ではありましたが、田であり贈与後も引き続き水稻を作付ける予定であり問題ないと思われま

次に番号5について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の28ページのとおり雪一面ではありましたが、畑であり、新規就農を理由に賃貸借を行います、自宅での家庭菜園経験があるため、問題ないと思われま

以上で報告を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

上和野 主任 議案第3号について説明いたします。
総会資料の14ページをご覧ください。
番号1、〇〇、畑1筆、面積2,298㎡、売買、譲渡人 〇〇、
譲受人〇〇 転用目的は、宅地分譲を目的とする宅地造成のための永久転用であります。
場所は、参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から約60m向かった場所になります。
詳細な位置などは参考資料の30から33ページをご覧ください。
本案は、土地造成し10区画の宅地を分譲する宅地造成事業ですが、申請地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われま

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 米澤推進委員にお

願いたします。

米澤 推進委員

米澤です。

番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の33ページのとおり、雪一面ではありましたが申請箇所には測量のあとが見受けられました。

なお、事前着工はありませんでした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

はい、8番 川口委員どうぞ。

8番 川口委員

はい、質問させていただきます。

これは3号でいいですか。3号の1番ですが、売買総額300万というのは、土地ですよ。

上和野 主任

はい、あくまでも土地の売却になります。

8番 川口委員

住宅は2,900万くらいということですよ。

上和野 主任

はい、土地造成にかかる工事費が2,900万となります。

8番 川口委員

そういうことですね。建物ではなくて、あくまでも造成費に2,900万かかるということですね。

上和野 主任

はい。

8番 川口委員

はい、了解しました。

議 長

他にございませんか。

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

四ツ家 主査

議案第4号について説明いたします。

総会資料の15ページをご覧ください。

始めに売買による所有権移転について説明いたします。

番号1、〇〇、田10筆、畑1筆、面積計20,699㎡、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額〇〇。

番号2、〇〇、田17筆、畑8筆、面積計73,730㎡、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額〇〇。

番号3、〇〇、田3筆、面積計5,096㎡、譲渡人 〇〇、
譲受人〇〇、総額〇〇。

番号4、〇〇、田1筆、面積1,022㎡、
譲渡人、〇〇、譲受人〇〇、総額〇〇。

番号5、〇〇、田1筆、面積1,855㎡、譲渡人〇〇、
譲受人〇〇、総額〇〇。

20ページをご覧ください。

次に、利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇、田3筆、面積計3,987㎡、新規、
貸付人 〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号2、〇〇、田7筆、面積計7,776㎡、新規、貸付人 〇〇
借受人 〇〇、期間10年。

番号3、〇〇、田2筆、面積計11,411㎡、再設定、
貸付人 〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号4、〇〇、田5筆、面積計8,405㎡、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号5、〇〇、田4筆、面積計3,757㎡、新規、
貸付人 〇〇、借受人、〇〇、期間10年。

番号6、〇〇、田9筆、面積計15,798㎡、再設定、
貸付人 〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号7、〇〇、田4筆、面積計6,189㎡、新規、
貸付人 〇〇、借受人〇〇、期間10年。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
と考えます。

以上で説明を終わります

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、木村推進委員。

木村 推進委員

雫石地区推進委員 木村です。議案第4号ですが10a当りの単価で借りる部分
で、だいぶ高い人も見られます。〇〇さんが借りるのは、ざっくりばらんな計算をす
れば10a当り2万円で、ほかは全部1万円前後ですが、この部分は本人たちも了

解しての話だと思うのですが、非常に高いのではないのかなど、今の米の価格でいけばの話ですが、その部分はどう感じていますか。ご意見あればいただきたいと思います。

四ツ家主査

売買ではなく貸借のほうでよろしいですか。所有権移転のほうを最初に話していて〇〇さんですと貸借ですけれども、今回は金額で設定しているかたもいらっしゃるのですが、中には玄米総量の相当額というところで設定しているかたがいらっしゃいます。そうすると米の価格が例年ですと低いのですが、たまたま今年が高かったので、60kg単価にすると若干高いというかたもいらっしゃいますし、売買に関しては100万円を超えるかたは、この土地にいるつもりはなく、宅地や山林も含むところを、そのまま買っているのが金額に差がついているところもあります。また〇〇さんですと、金額が相当高いですけれども、隣近所ということで今までお世話になってきたということで色を付けてその価格にしているということで本人たちが農業委員会に来まして話し合っただけで決めた金額ですのでよろしいかと思えます。

木村 推進委員

新規でなく再設定なので、そこはお互いに話があったのかなど、他の目から見ると価格が、約倍になっているので少し問題にならなかったのかなと思えました。以上です。

太田 局長

私のほうからよろしいでしょうか。税務課のほうに確認しまして、今年の申告といえますか令和6年中の家事消費の単価を確認しましたところ確か玄米ではなく精米した米だったと思うのですが、30kgあたり8,800円、60kgにしますと倍ですので17,600円というような金額で申告のほうは計算をするというような方向のようでございます。

議 長

よろしいですか。

木村 推進委員

はい、よろしいです。

議 長

他にございませんか

委 員

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とし

ます。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時50分

以上が令和7年1月21日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 7 年 1 月 21 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 10番

議事録署名人 11番
